

平成28年第1回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成28年3月3日（木） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 川本 円 議員

(2) 松本 進 議員

(3) 宮原忠行 議員

平成28年3月3日開議

(平成28年3月3日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時56分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第4号を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、川本円議員の登壇を許します。

6番（川本 円君） 皆さんおはようございます。

ただいま議長より登壇許可を頂きました快政会の川本円でございます。

発言通告に従いまして平成28年第1回定例会一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく2点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、1点目でございますが、竹原市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅整備事業についてお伺いしたいと思います。

このたび実施されている旧市立体育館跡地における子育て世帯向け優良賃貸住宅、いわゆるスマイルマンションの予定されているスケジュールがほぼ完了し、本年4月の入居開始を迎えようとしております。

このスマイルマンションの目的としては、建設立地が中心市街地に近く、恵まれた環境にあり、コンパクトな住みよいまちづくりの実現と子育て世代の中心市街地への定住を促進するため、広島県の子育てスマイルマンションの認定基準に適合した住宅を公募により選定した事業者が建設し、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅として市が20年間借り上げとされております。また同時に、竹原市後期基本計画の中の住みよさ実感の実現に向けての施策の一つでもあり、とりわけ竹原市がここ数年来にわたり問題とされてきた人口減少、人口流出に少しでも歯どめとなるようにとの目的、意味を含んだ事業と思われます。

今後においてもスマイルマンションや空き家バンク等を活用した安心・安全で快適に暮らせる住環境の整備、確保が重要とされ、他の市町村にはない竹原の竹原オリジナルな施策を展開していく必要があると思われます。

そこで以下の3点についてお伺い致します。

- 1、今回のスマイルマンション入居希望者の状況の報告をお願い致します。
- 2、このたびの入居希望者の状況を踏まえて検証されたと思いますが、その際に考えら

れる課題や問題はありましたでしょうか。また、その後の対策もあわせて伺います。

3、今後の竹原市が考えられる住環境整備の構想についてお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目の質問に入ります。

改正学校教育法が定める義務教育学校についてお伺い致します。

平成27年6月に国会で改正学校教育法が成立し、2016、平成28年度から小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることとなりました。

市区町村教育委員会などの判断で既存の小中学校などを義務教育学校にできるようになるとされております。義務教育学校は、新しい学校の種類として法律に明記されますが、独自の教員免許や学習指導要領は設けられず、小中学校の教員免許や現在の学習指導要領を活用することとなります。

竹原市においても、昨年に忠海学校区において施設一体型の小中一貫校が開校され、新しい学習の形として大いに期待されているところであり、これまで子どものつまずきの大きな原因の一つでもある中1ギャップの解消が期待されるとともに、9年間を通して子どもを育て、学ぶことのできる学校として注目されているところであります。

また、吉名学校区においても、平成30年の開校に向けて施設一体型小中一貫校として今現在準備委員会が開催され、地域住民や保護者と打ち合わせを行っている最中でもあり、おそらくこの義務教育学校として竹原市内初の認定校になるのではないかと考えられます。

後期基本計画の中の学校教育の充実に、確かな学力の向上、信頼される学校の推進、充実した教育環境づくりの基本方針に大きく関わってくる問題でもあり、今後においても知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てる目標とされており、学校のソフト面、ハード面の両面から手厚いサポートやさらなる強化が必要とされるところであります。

そこで、以下の4点についてお伺い致します。

1、まず、今回の義務教育学校とは具体的にどのような学校をいうのでしょうか。地域住民の皆さんや保護者にわかりやすく説明をして頂きたいと思います。

2、今まで実施している小中一貫校と義務教育学校はどのような違いがあるのでしょうか。

3、義務教育学校になることによってどのようなメリットがあるのか。また、そのメリットが他の学校との格差が発生するおそれはないでしょうか。

4、この義務教育学校の制度化は、今後学校統廃合に拍車をかけるおそれはありません

か。また、教員の適正配置や学校設立に際して必要なカリキュラムを用意しているものかもあわせてお伺いしたいと思います。

以上で壇上の質問を終わりにさせていただきます。また、答弁により再質問の方は自席でやらせて頂きます。よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 川本議員の質問にお答え致します。

2点目の御質問につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

1点目の御質問についてであります。本市におきましては竹原市総合計画の後期基本計画に基づき、「ふるさと竹原の強みを活かした更なる挑戦、人口減少社会に対応した活力ある竹原市を目指して」をテーマとして、本市の特性を生かしながら様々な施策を展開することとしております。

こうした中で、近年の人口減少や高齢化の急速な進展、交通体系の変化等により、本市から他の地域への転出が増加しており、本市に住みたいと思える町の魅力の低下が懸念されることから、町なかの居住人口を増やし、コンパクトな住みよいまちづくりを実現していくため、民間事業者が建設する賃貸住宅を子育て世帯向け地域優良賃貸住宅として20年間市が借り上げ、子育て世帯に供給する事業として現在木造3階建て9棟の賃貸住宅を整備中であり、平成28年3月下旬に完成する予定となっております。

当該住宅の入居者の募集につきましては、平成28年1月5日から2月15日までを募集期間として広報紙やホームページへの掲載、新聞折り込み、ポスターの掲示、フェイスブックの活用などを通じ、様々な方法で周知を図るとともに、2月7日と14日には現地見学会を開催しております。この現地見学会では2日間で42組、120名の参加があり、また募集期間中の問い合わせは50件ありましたが申込件数は2件となり、これについても1件は取り下げ、1件は入居者資格要件を満たさないものとなったところであります。この要因の一つとしては、広島県の子育てスマイルマンションの認定を受け、子育てに配慮した本住宅の特徴やよさが十分に伝わらなかったのではないかと考えており、今後の取組として見学会でのアンケート調査の意見等を踏まえ、月額所得の上限を38万7,000円から48万7,000円に拡大することや妊娠している方がいる世帯を新たに加えるなど入居資格要件の拡充を図り、2月18日から3月16日まで2次募集を行っているところであります。

今後におきましても、人口減少社会に対応した活力ある竹原市を目指すため、住民ニーズを的確に捉え、様々な住宅政策による住環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 川本議員の質問にお答え致します。

2点目の質問についてであります。平成27年6月に学校教育制度の多様化及び弾力化を推進し、小中一貫教育を実施することを目的とした学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年度から小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設できるとされております。この義務教育学校は、既存の小中学校に加えて、義務教育を行う学校の選択肢を増やした新しい学校の種類として法律に明記されておりますが、小中学校と同様の目的を実現するための教育活動を行うものであり、義務教育を実施する点においては義務教育学校と小中学校は同等のものとなっております。

また、義務教育学校について独自の教員免許や学習指導要領は設けられず、小中学校の教員免許や学習指導要領を準用することとなることから、小中学校と異なる内容の教育を行うものではありませんが、義務教育学校では9年の過程を前期6年、後期3年に区分することとしており、児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かし、9年間の教育課程においてカリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な学年段階の区切りを設定することが可能となっているものであります。

よって、教育課程において独自色を出す工夫を設けることはできますが、基本的には既存の小中学校と同様であると考えております。しかしながら、乗り入れ授業など現行行っている取組が制度化されることに伴い、より効率的に行うことができ、小中一貫教育が円滑に実施されることにつながっていくものと考えております。

今後の学校統廃合や教員の適正配置等についてであります。この義務教育学校の制度化は全国各地での小中一貫教育の実践成果の蓄積や学校現場からの制度化の要請などを踏まえ、小中一貫教育の実施が教育上有効である場合に円滑かつ効果的に導入することができる教育環境の整備が目的であり、学校統廃合の促進を目的としているものではないと認識をしております。

また、現在吉名中学校区におきましては、9年間を見据えてのカリキュラムの骨子を既に作成しておりますが、効果的に実施することができるよう教員の適正な配置等に努めてまいりたいと考えており、学校設立につきましても9年間の学びを地域全体で支えるこ

との重要性に鑑み、保護者や地域住民の理解と参画を得るため、綿密に連携を図りながら計画的に進めていくこととしております。

こうした中で、今後におきましても、竹原市の子どもたちにとってよりよい教育環境を整備し、本市教育の充実、発展に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（北元 豊君） 6 番川本議員。

6 番（川本 円君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問の方に入ります。

まず、最初に質問しました子育て世帯向け優良賃貸住宅、いわゆるスマイルマンションのことなのですが、私の問いの1番目が最初にスマイルマンションの入居希望者の状況はどうでしたかという御質問をさせて頂きました。それから大分日がたっております。今日現在の入居申込者の数をまず教えて頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） ただいま2次募集を2月18日から3月16日までの間、現在行っているところでございます。それで、今日現在の申し込み状況ということでございますが、今のところはございません。これまで14件等の問い合わせ、相談等はあったところでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6 番（川本 円君） ゼロということを非常に驚いておりますし、非常に残念でございます。でも、これが単に残念だけで済まされない問題でもあるというふうに私は思っておりますし、行政の方も思っていると思います。いいますのは、質問の中でも答弁の中でもございましたように、これは20年間一括で事業者に向けて支払うというふうな約束を経て現在に至ると。その支払いをこの4月からもう既に支払わなければならないと。この後予算特とかございますので金額のことは余り詳しくは言いませんが、かなりの金額は支払われる。毎月支払われる。大体200万円ちょっとということであったと思います。にも関わらず、まだ申込者がゼロということは、財政もこれから当然圧迫していくということになってくるわけでございます。ですが、部長をはじめ、課長も担当職員も一生懸命広報活動に動いていたのも知っておりますし、今まで僕も見えてまいりましたので、是非とも残された期間しっかり頑張って頂きたいと思います。よろしくお願いします。

それで、2番の質問もあわせて再質問を今度は展開していきたいと思います。

まず、御答弁の中で、今回のゼロという結果を踏まえて要因の一つがここに書いてあるように、本住宅の特徴やよさが十分伝わらなかったのではないかというふうなことを書かれております。

そこでお聞きしたいのが、最初に見学会に来られた方42組、120名、問い合わせが50件あったということだったんですが、見学会にお越しになられた方に本当にそのよさが伝わらなかったのかというのがまず質問です。あれだけ職員がつきっきりで説明して、本当によさが伝わってなかったんか、現地でですね。まず、それが1つ目。

私も2月7日の午前中にちょっと気になりまして現地にお邪魔しました。そこで何回か見学に来られとる御家族ともお話しさせて頂きました。その時の御家族の御意見はいいねと、広いしきれいだしということで非常に好評で、あぁいい感じじゃなというふうに感じとったんです。だから、もう一回整理しときます。本当にこのよさが伝わらなかったのが今回の申し込みゼロというふうなことに繋がったのかというのを改めてお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 市長の御答弁の中でも、入居申し込みに至らなかった要因の一つとして、子育てマンションの認定を受けたこの住宅のよさが伝わってなかったというふうなことで御答弁をさせて頂いているところでございます。

これにつきましては、前回1次募集の際の2月7日と2月14日に2回にわたって現地見学会を開催をさせて頂いております。その際には、建物の中は一部見ることができましたが外構部分も含めましてまだ工事が進行中でございまして、そのあたりの共用廊下でありますとかエレベーターあるいは子ども広場等、また交流スペースとしての集会所などが見ることができないと。全体として子育て環境がこうだということを十分に見て頂けない状況の中で見学会を開催させて頂いたということもあって、このような御答弁にさせて頂いているところでございます。

今2次募集をしておりますが、今度3月6日と13日に見学会をまた設定を致しております。この際にはほぼ完成したような状態で、部屋はもちろんですが、そういった子育てに関する子どもの広場でありますとかスペースでありますとか集会室でありますとかそういったものも含めて、子育てのしやすさに配慮したものが伝わる、本住宅のよさを伝えることができるのではないかというふうに考えているところでございます。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6 番（川本 円君） 一つの要因であるということですね。それもわからんでもないですけど、じゃあ逆にその最大の理由であったかということについてお答え願えますか。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 確かに一つの理由として上げさせて頂いております。そのほかの実際に現地見学会あるいは問い合わせ等で頂いたものの中には、実際に所得要件等の資格を満たさなかったというようなことは伺っておるところでございます。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6 番（川本 円君） ありがとうございます。

先ほど私も 7 日に現地見学会に寄させて頂いて御家族のお話を聞いたと。さらにちょっと踏み込んで御家族の方に聞きました。じゃあ是非とも住んでくださいと言ってお願いしたんですね、その現地で。そしたら、やっぱりちょっとって言われました。何でですかと言ったら、やっぱり家賃がというふうなことを言われたんで、それ以上よう突っ込まなかったんですけども。

今度はその家賃または助成に絡めての質問をしたいと思います。

今回このスマイルマンションの募集に当たって私なりに考えたんですけど、2つのハードルがあったと思います。

まず、1つ目のハードルというのは申込資格。当然申し込みをする段階で、ある一定の条件を満たさなければ次に進めません。まず、この申込資格のハードル。その1つ目のハードルをクリアしたら2つ目のハードルとしまして、今度は家賃助成と。家賃並びに家賃助成という2つのハードルがあったように思います。

詳しく入居者募集のしおりをよく読ませて頂いたんですけども、まず1つ目の申込資格のところでは5ページになります。

表が出ておりますが、ここでは今回枠を広げたのが月額所得が以前は38万7,000円だったところをプラス10万円上げて48万7,000円に拡充したというところですね。赤文字で書いているところでございます。その横に子どもの数云々かんぬん書いてマルペケとしておりますけども、この表で見ますと月額所得が低い方というのは子どもがおるおらんに関わらずバツテンしとるということは入れないと、申し込みそのものができないと。逆に今度は上の方を見ますと、48万7,001円以上の月額所得の方は当然子どもがおろうがおるまいが、所得があるという意味で申し込みができないと。その間の大体

中間的なところでいいますと、15万8,001円から48万7,000円以下の月額所得の方が全て条件を満たしてあると。行政が考えるところでいいますと、このあたりの範囲が大体多いのではなかろうかというふうなお考えでこういうふうな表をつくれとと思ってよろしいですね。まず、その条件をクリアしていく。ここで問題なのは、この月額所得。私は聞きなれなかった言葉なんですけど、まず自分の手取りとはまたこれ違ったことになると思います。税込み収入でもないと思うんです。今後の説明の上でこの月額所得というのは重要なポイントになると思いますんで、申しわけないんですがこの月額所得はどういうふうな表現の仕方、どういうふうな計算の仕方をするか、簡単でいいので御説明願いたいと思います。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 今月額所得がどういったものかというような御質問でございます。

通常年間収入、いわゆる源泉徴収票、サラリーマンの方ですと源泉徴収票等を頂けるといふふうに思いますが、その一番冒頭の部分に書いてあるのが、いわゆる年収と言われるものであります。その横の方に給与所得控除後の所得という欄がございます。それが年間の所得金額というふうになるものでございます。そこから一定の扶養ですとかあるいはその他の特別控除を引いて頂きまして、最終的にその引いた額を12で割ったものが月額所得になるというものでございます。控除できるものは、今しおりを見て頂いておりますと、13ページにこの年間総所得金額から差し引く各種の控除というものが載っております。同居の控除でありますとか寡婦の控除でありますとか、そういった控除をそれぞれ1人につき引くようになっておりますので、これを引いたものを12で割ったものがこちらの月額で示している月額所得。これが入居資格の所得要件のところにはまれば、資格があるということになっているものでございます。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6番（川本 円君） ありがとうございます。

ですから、整理しますと、年間総所得から個別または一般控除を差し引いたものを単純に12カ月で割った金額が月額所得ということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

そういった申込資格をまずクリアしないといけない。ここで1回漏れる人も当然おったかなというのもまず1つ目です。

それから、この申込資格も一応クリアしましたと。じゃあ今度は家賃のことに入ります。

今回の家賃設定ですが、こちらの新しいカラー刷りの方を見て頂いたらわかると思います。左下の方に書いてます。まず、大きさが2LDKから3LDK、中にはロフト付ということになっております。2LDK一番安いのでいいますと7万2,800円、一番高いのでいいますと8万2,400円ということになっております。まず、真っ先に単純に見て、僕は正直高いなと感じました。近隣の東広島とか三原市とか不動産情報で調べてみましたが、様式は違いますよ、仕様も多分微妙に違うと思いますけど、それに比べるとやはりちょっと高いかな。大体東広島でいいますと、2LDKで4万円ちょっとからです。三原市も大体それに似たような、ちょっと三原市のが高かったようですけど。それに比べますと、ちょっと金額的にお高いかなというふうに真っ先に感じました。まず、これが1点。

行政としては、これだけというたら負担が多いんで、今回家賃助成という形で何とか補助して住んで頂こうというふうに考えられていることだと思います。

参考資料の方では7ページの方をごらん頂いたらよろしいかと思います。

まず、ここで見てほしいのが、先ほど言いました月額所得のところで15万8,000円以下の方から25万9,001円以上の方というふうな分け方をされております。当然月額所得の高い方は0%、収入が多い方は助成が受けられない。これは、物理的に考えてもわかります。順々においてパーセンテージも上がって行って、月額所得の少ない方がより多くの助成が受けられますよと。そのマックスが今回40%が一番多いですよというふうな見方じゃと思います。今回行政が打ち出したこういった助成をマックスで受けた場合が、先ほど言いました7万2,800円が最終的には4万3,000円になるということでございます。

そこで一つ例を挙げてお聞きしたいと思います。

この中で例えば月額所得が仮に20万円としましょう。この表で見ますと、左から2番で30%の助成が受けられると。お父さんがおってお母さんがおって子どもが2人おると。当然この30%枠の中に納まるはずですが、注意してもらいたいのは、ここで小学校6年生以下の子どもがいる世帯で1回ここで切ったんです。ということは、例えば子どもが2人おると言いましたが、上のお兄ちゃんが中学校1年生、下の弟さんが例えば小学校6年生としましょう。その30%の助成を受けて4万円か5万円ぐらいの家賃でこ

のマンションに入りましたと。そして、今度は1年後は当然子どもさんが進級するので、中学校の子どもは中2になって小学校6年生の子どもは中1になるんです。ということは、小学校6年生以下の子どもがその世帯にはおらないということ。家族4人の話ですよ。そしたら、今まで30%の助成を受けていたんですけど、1年後にはこれはゼロ%なるということになりますね、この表では。その確認をして頂けますか、間違いがないか。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

今の確認を。質問が正しい質問になっとなるかということ。

建設産業部長（谷岡 亨君） 今例えば20万円というお話がございました。今のところで見ますと、ごめんなさい、20%ですね、ごめんなさい。それで、中学生と小学校6年生のお子さんがある場合で、1年たてば小学6年生のお子さんが中学生になるということになると、小学6年生以下の子どもがいる世帯に該当しませんということになりますので、議員のおっしゃるような状態になるというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6番（川本 円君） ごめんなさい、僕が勘違いして30%と言いましたが20%ですね、この場合。ですから、20%の助成を受けて、1年後にはもう既にゼロ、助成なし。だから、最初にこれに明記されとった家賃助成を受けない丸々を支払わなければいけない。なければいけないという表現は適切じゃないかもしれません。何か釈然とせんような、1年後には既に全部払わなきゃ、ちょっとつらいシステムかなという思いがあります。

それともう一点、今度は助成要件の下のところを見て頂きたいんですが、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯。例えば月額所得が15万8,000円以下の、40%マックスの助成を受けられるということです。ここでも思うんですが、例えば子どもが3人おると。一番上のお兄ちゃんが高校3年生、あとは中学生が2人。それが40%の助成が受けられると。1年後には当然一番上の長男さんは18歳になるからこれには適用されない。今まで40%の助成を受けようたんじゃが全く助成がゼロ%になる、1年後にはそうなるということになります。これもちょっとやっぱりどうかなと。段階的にだんだん減っていくというならわかりますけど、1年後にはぽんとなっちゃうというのは僕は釈然とせんなと、ルール上そうなんでしょうけど。

同じ7ページの一番下のところを見てください。

家賃助成の期間が最長6年間というふうな明記がされております。6年間というのは、

これから考えると、小学校に入る前の子どもが小学校6年生になるまで最大それを受けられますよと。だから、今現在おる子どもの中で保育所とか幼稚園、小学校に翌年上がる子は6年間受けられるけども、極端なことを言えばそれ以外のお子さんをお持ちの御家族はどう頑張っても6年間は受けられないということになっています。よろしいですね。

そういったことで、これは国の補助等を受けておりますから、なかなかこのシステムそのものを変えるわけにはいかないというのもお聞きしとるところでございますが、そういったところにも配慮を今回しなければいけなかったのではないかと。最初言いましたように、よさが伝わらなかったのが要因の一つである。これも先ほど言いましたようによくわかるんですけど、むしろ先ほど言いましたこういった1つ目のハードルがクリアできなかった人、1つ目をクリアできたんだけど今度は2つ目でひっかかった人が大半を占めとったのではないかと。

7日、14日の見学会の時にアンケートを実施されたということですね。まず、そのアンケートの内容を教えてほしいのと、そのアンケートを踏まえた上で今回こういうふうに打ち出したんじゃないけど、実はそのアンケートの中にこういった金額的な要因でちょっと今回は見合わせてくださいって言われる方が中にいらっしゃったと僕は思うとるんですけど。そのあたりのもし人数がわかれば、それとアンケートの内容を含めて御説明頂きたいです。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 家賃助成の関係についてでございますけど、家賃助成につきましては、子育て世代に対して利用しやすい家賃で住宅を提供することを目的に国の助成制度を活用して今回家賃助成制度を導入しているものでございまして、先ほど議員からる御説明があったとおりのような内容となっているものでございます。

見学会の時のアンケート等でも所得の関係の上限を上げてほしいというような話もございましたし、家賃の助成についての率の話ですとか助成期間の話、こういったことについても要望があったのは確かでございます。その辺につきましては、この国の制度との関係がございまして、そういったところも踏まえまして検討はしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

議長（北元 豊君） 今のアンケートによって2次募集をどう変えていったかという答弁を。

建設産業部長（谷岡 亨君） 2次募集につきましては、国の方のこの制度改正が1月の

下旬に一定にございましたので、それを踏まえて一定には所得の上限を上げたのと妊婦のいる世帯について入居資格要件の中に含めたという部分を２次募集では加えさせて頂いております。ただ、家賃助成につきましては、実際に財政負担等伴いますので、その辺につきましては慎重に検討していくことが必要ではないかということで、２次募集の段階においてはそこまでは踏み込んでいないというものでございます。

議長（北元 豊君） 川本議員。

６番（川本 円君） ありがとうございます。

国のあれがあるからということで、なかなかつつきにくいところであるということでございます。ですが、その制度そのものがだめじゃだめじゃ、まだもっともっとできるんじゃないんかって言っとる場合じゃないです。もう４月ですから。それに間に合うようにできるだけ多くの人にまず入ってもらうというのが大前提だと思います。

じゃあ、入ってもらうためにはどうすりゃいいのか。今回２次募集という形で若干の条件緩和ということなんでしょう。これも国が定めるところでマックスやったところということ。ですが、それに対して、たしか１次を２月１５日に締め切りをして、今日現在３月にもう入ってますけど、もう半月ぐらいになるんです。にも関わらず、まだそれ以降数字的にはあらわれていないということは、今回やった２次募集の条件緩和が余りいいように動いてないんじゃないのかなというふうに僕は考えるわけですね。今度は２次募集の締め切りが３月１６日でしたか、まだ時間は日にち的にはありますけど、これは言いたくはないですけど、じゃあその３月１６日にまた思うた数字が上げられなかった場合は当然今度は３次募集という格好になると思います。そうした場合に１回目の失敗をどんどんどんどん引きずって、ただいたずらに申し込み締め切りを延ばすようじゃ、これはいけませんよね。当然２月２３日に新聞報道でもなされましたし、スマイルマンションの県の認定を受けるというのでいえば、多分広島県下の自治体としては初の試みということです。県内いろんなところも注目しとる事業の一つであります。是非とも成功に導くためにも引こずらないと。どういうふうに展開していくのかというのを含めて、国が認めるところを今ぎりぎりまでやっとなじやったら、今度は竹原市独自でできること、オリジナルですか。家賃を安くする、直接手は加えられんにしても、例えば敷金今３カ月を設定しております、３カ月分。一番安いとこで７万円ちょいですから３カ月というたら二十一、二万円。それを今回に限って免除しますよとかです。その助成のパーセンテージを少し市で補いましょう、４０％のところを例えば５０％にしましょうとか、そういったことはできるんです

か。今現在可能かどうか、やるやらんじゃなくて。そういうのは可能なんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

議長（北元 豊君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 敷金のことについての御質問でございます。

敷金につきましては、現在は3カ月ということで設定をさせて頂いております。敷金は、退去時の家賃の未払いでありますとか住宅の修繕が必要な場合に充当させて頂く、それを担保するために一定の金額を預けて頂いていると。そういったものがなければ、当然そのまま退去時にはお返しするという性格のものでございます。

今この3カ月を仮に2カ月あるいは1カ月にするとかというようなことは、検討することは可能というふうには考えております。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6番（川本 円君） その検討をして頂きましてと言いたいんですが、もともとこの名前が子育て世帯向け地域優良賃貸住宅と。だから、子どもがいて両親共働きで大変なところにある程度光を差し込んで、子育てしやすいんですよ、優良なんですよということをうたっておると思うんですね、ネーミングからして。だから、そういった御家族に優良というのは、決してこれは行政にとって優良じゃ困るわけです。そこらの世代が今何を期待してるか。もう僕の子どもは大分大きくなったんですが、僕がもしそういうふうなちっちゃい子どもを抱えとるんだったら、まずやっぱり家賃とか。不動産屋に行っても大体皆さんそうじゃないですか。まず、家賃を見ますよね。自分の収入から考えて、どれだけじゃったら払えるかのうというふうなことを考えます。その後に、例えばその場所がどこら辺にあるんか。買い物しやすいんか、病院に近いんかとか。あとは最後に子どもの数に対して間取りがと、そういうふうな考え方をごく一般的にはしますよね。確かにこのスマイルマンションの認定を受けるということは、すごい仕様とか使うとる材料というのはかなりハイグレードなものをというふうに向っております。ですけども、むしろ子育て世代を抱えとる人というのはやっぱり家賃。毎月毎月払わにやいかん家賃が一番大事なんかなと僕は思っております。

そのあたりでできるだけ市ができる範囲で結構ですんで、今後も募集活動を続けられとるようですけど、助成それから家賃それから環境整備も含めてできるだけ努力して頂いて、また私もずっと見てきて私のできる範囲で御協力していきたいと思います。何卒時間はないんですけど、頑張っ頂きたいと強く御要望しておきますので、よろしくお願い致

します。

次に、教育関係の方の質問に移らせて頂きたいと思います。

今回の義務教育学校という文言が出てまいりました。これは、なかなか皆さんは聞きなれない言葉だと思います。小学校、中学校はもうそもそも義務教育であるから、今さら何でというふうな言葉だけ見るとそういうふうに感じられると思いますけども、まず最初の私の1番目の質問。まず、義務教育学校は何なんですかというふうな御質問をさせて頂きました。

御答弁の中には、今回その法律、27年度6月の中で種類が1個追加されたんだということだと思います。また違っていたら後で訂正の方をお願いします。ですから、今ある小中学校それから小中一貫校、それから今回新たに義務教育学校、この3つができた。その中で教育委員会にお聞きしたいのは、どの学校がどれに当てはまるか。もう一回整理する意味で。今現在一貫校はどこで、今度義務教育となるのはどこの学校、それを御説明頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 学校の種類のことですけども、小中学校というのは今までどおりございますけども、忠海の場合は一体型の小中一貫校でございますけども、法律上は忠海小学校、忠海中学校といったような種類といたしますか、一体型の小中一貫校ですけども、あくまでも小学校、中学校と。教育内容について、小中一貫教育を行っているといったようなものになります。義務教育学校というのは、小学校、中学校を9年間一体的にやっ払いこうということで今回新たに創設をされるということでございますけども、吉名につきましてはこれから小中一貫校へ施設整備をするということでございますので、義務教育学校をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6番（川本 円君） ありがとうございました。

ですから、小中一貫校というのは忠海学園で義務教育学校が今度の吉名学校区における小中一貫校がそれに当たるということだと思います。

そこで次にお伺いしたいのが、2番目の質問のところでのどのような違いがあるのかというふうにお聞きしました。答弁書の中を読みますと、なかなかはっきりとした違いが僕はよくわからなかった。いいますのは、義務教育を実施する点においては義務教育学校と小

中学校は同等のものになつとるとか、教員の配置それから六・三制も含めてですけど、それらあたりは何ら小中一貫も義務教育学校もさほど変わらないというふうに読み取れます。大きな違いとしましては、先ほど次長が言われたように、忠海学園は小中一貫というのは小学校と中学校が施設一体型ですから同じ敷地内にあると。義務教育学校というのは、小中が全く同じ1つの学校であるということだと思ふんですが、そこら辺の違いで間違いはございませんか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） そういうことで間違いはないというふうに思います。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6 番（川本 円君） そこで気になったのが、9年間を通して教えることができるというふうなことでよろしいですね、義務教育学校というのはトータルで隔たりがなく。施設が一体型の一貫校でも同等な説明を以前受けたような気が致します。施設が同じ中にあるんだから小学校、中学校隔てなく、乗り入れ授業も含めてそういうふうなこともできるから、小中一貫校というのは非常にすばらしいものであるというふうなことを以前お伺いしたと思います。さらに、この義務教育学校に変わって、具体的には乗り入れ授業です。例えば中学校の先生が小学校に出向くとか、小学校の先生が中学校に行くというのを考えた時に、義務教育学校と小中一貫校はどういう違いがあるのでしょうか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 乗り入れ授業の関係でございますけども、これまでも小中連携して乗り入れ授業を実施しておりますけども、義務教育学校の場合は1つの学校として効果的に柔軟に実施することができるといったようなことになりますけども、これまでですと乗り入れ授業の場合は県教育委員会の方へ申請をして認可が必要だということで行ってございましたけども、義務教育学校の場合はこの認可が必要なく、児童生徒の状況また学校の状況に応じて柔軟に対応できるといったところが義務教育学校の特徴ということになります。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6 番（川本 円君） ですから、今ある小中一貫校の忠海学園は、もし乗り入れをするならば申請が必要と。義務教育学校の場合は、一々そういう申請が要らないと、省かれるということは、学校長の采配でどうにでもなるというたらおかしいですが、学校長の判断でそういうふうな乗り入れ授業等が自由に行われるということではよろしいですね。わかりま

した。

それで、カリキュラムを今実際作成中であるというふうなお話を今答弁で伺ったんですけども、当然そういった乗り入れ授業をする上で、例えば小学校6年生の授業に中学校の先生が来られて、例えば数学なり英語なり先行して教えるということが当然この制度からしたらできるわけです。ここで問題なのは、そういった義務教育学校に通われている子どもはいいんですけど、じゃあ義務教育学校じゃないところからもし転校された場合に、果たしてそういった授業の進み具合、入った時にえらい進んだらと、いや僕らがやりよった学校とは違う、もっと先を行つとらと、そういったところに支障、ギャップというのは感じるということはないでしょうか。お願いします。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 乗り入れ授業等を学校の裁量である程度できるということがございますけども、あくまでも公立の学校ということがございますので、転校等もございますので、余り過度に格差が生じないといったような取組といたしますか、配慮は必要だというふうに思いますので、そのあたりはいろいろ配慮をしながら余り格差が生じないような形で行っていきたいというふうに思っております。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6番（川本 円君） そうですね、学校がかわるたびに子どもが混乱するようなことがあってはなりませんし、学校で学力的な格差が生じても困りますので、そこら辺の配慮もあわせてお願い申し上げておきます。

それと、あと職員の適正配置について伺います。

今回の義務教育学校に至っては、教職員の資格が当然のことながら両方にまたぐという関係上、小学校の免許を持っている方と中学校の免許をと。最終的には両方持つとらにゃいかんというふうなことになってくると思います。今現在片方しか持ってない、両方持っている人とおられると思うんですけども、文科省はいつまでに整備しなさい、両方免許を持っている人を入れなさいというふうな決まりをここでは多分うたってなかったと思います。ですが、うたっていないからいつまでもずるずるずるずる現行のままというわけにも当然いかんと思いますが、今考える市の教育委員会では大体いつごろまでにこういった人配も含めた教職員の免許についてどういうふうに取り上げていくのか、また新しい人間を入れていくのか、そういう構想があったらお願いできますか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 教員の配置についてでございますけども、義務教育学校の教員につきましては原則小学校、中学校の両方の免許が必要というふうになっております。しかし、当分の間小学校免許で6年間の前期課程を教えることができまして、中学校免許で3年間の後期課程を指導することができるということになっております。この当分の間といいますのは、特に具体的に期間等は明記をされてないといったこともございますので、いつまでに配置するといったことは現時点では明言できませんけども、教育委員会と致しましては広島県教育委員会と連携を図りながら教員の適正配置に努めていきたいというふうに思っております。

あわせまして、指導力の向上に向けて、配置された教員へ訪問による指導または研修会等を計画的に実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6 番（川本 円君） ありがとうございます。

明記されていないけど早期に配置できるように。30年4月開校予定と今現在はされておりますので、まだ時間がありますので、今のうち早い段階からそういうふうな手配をして頂ければと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、教育関係の方で最後の質問というか、提言を含めて言わせて頂きたいと思えます。

今回の義務教育学校について、最初何ですかっということから始めさせて頂いたんですけど、この経緯です。今質問の中で言いました、準備委員会が吉名学校区において開催されております。私も時間があつたらたまにオブザーバーとしてその準備委員会に出させて頂いているんですけども、27年6月に法改正があつて、この義務教育学校という名前が出たのが多分27年12月の準備委員会の時、初めて地域の皆さんや保護者の方に知らされた。今までそういった保護者は義務教育学校という名前も当然知らなかったし、施設一体型小中一貫校で話が進んでいるものと思って、いきなりぽんと義務教育学校になりますよというふうなお話が出たんです。実際私も初めて聞いたことなので面を食らったというところがございます。食べ物もそうですけど、旬なもんは旬な時期に教えてほしいなど。いろいろ伝達経路で時間がかかったんでしょうけど、6カ月間かかっているわけです、地元の方とか保護者に向けての発表がです。これからおそらく教育法もいろいろ状況が変わってくると思いますが、もし変わるようなことがあれば、吉名に限らずほかの学校

区においてでもそういった情報提供というのは早期に流して頂けるように、また必要ならば説明に赴いて頂けるようお願いしておきたいと思います。それがお約束できるかお願いできますか。

議長（北元 豊君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 保護者への周知ということでございますけども、吉名地区につきましては準備委員会等でいろいろ話をさせて頂いております。当初は小中一貫が制度化されるということで小中一貫教育校といった名前も出ておりましたけども、27年6月に義務教育学校といったような改正がされております。その後、平成27年9月に文科省の説明会等もございまして、内部で設立についてのいろいろ協議をしております。12月の準備委員会ということになったわけでございますけども、保護者の皆さんに関わりのある法律改正、制度改正ということもございまして、今後できるだけいろんな情報提供をしながら説明をしながら協議をしながら周知をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長（北元 豊君） 川本議員。

6番（川本 円君） 是非ともよろしくお願いします。

時間もそろそろないんで、いつものことで申し訳ないんですが、最後に市長のお言葉を聞いて終わりにしたいと思います。

最初に言いましたスマイルマンション、市長もかなりこの数字を聞いてショックを受け、かなり重みを感じているところであると思います。市長自ら職員に向けて檄を飛ばしたというふうなこともお聞きしております。ですが、例えば悪いかもしれませんが、野球でいいますともう9回裏のツーアウトまで来てしまいました、残念ですが。あと残り少ないんですけど、一発ここで逆転サヨナラホームランを打ちたいところですけど、一つ一つの積み重ねでもあります。せめてタイムリーヒットを打って延長戦に持ち込めるように、さらに御協力、檄をもっともっと飛ばして頂いて、当然私はもう責任もありますんで御協力は惜しまないつもりでおりますので、是非とも頑張ってください。今後の心構えがございましたら。

それと、あと去年ですか、人口減少問題の中で今後考える施策として、市長自らできることを一つ一つやっていくんだと力強くおっしゃっておりました。また、その施策がこの今回のスマイルマンション、一つであろうと思います。私が心配しているのは、今回のこの失敗を受けて、今後竹原市が考える住環境が停滞するんじゃないかというふうな懸念が

生まれてきております。もし、そうではないんだというのがあれば、それもあわせてお言葉頂いて、私の質問を終わらせて頂きたいと思います。市長、お願い致します。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 川本議員の質問に対して、非常に現状を厳しく受けとめております。人口減少社会に今流れとしてはなってますが、そういうことの中においても竹原市としては子育て世帯とか今後のまちづくりのためにも前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので御理解頂きたいと、このように思います。

議長（北元 豊君） 以上をもって6番川本円議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、午後1時まで休憩致します。

午前11時01分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位4番、松本進議員の登壇を許します。

13番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。

発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第1番目の質問項目は、介護離職者ゼロを目指し、竹原市第6期介護保険事業計画の抜本的な見直しを求めて質問したいと思います。

安倍政権は介護離職ゼロを目指し、「厚生労働省は、自治体がつくる介護サービス施設の整備計画の算定方法を見直す方針を決めた。親の介護をする人が仕事をやめずに済むのに必要な量を新たに加える。自治体向けの指針を変更し、2018年度からの3カ年計画に適用する」、「この指針に厚労省は新たに介護する人の視点を加える。介護が必要な人と同居しているが、どんな働き方をしているか、どんなサービスがあれば仕事と介護が両立できるのかといったことを調べて、必要量に反映してもらう考えだ」、こういった報道がされています。

私自身、数年前に義母の介護で妻が介護休暇取得後に離職かという事態に直面したことがあります。介護離職ゼロの実現は緊急、切実な課題であり、多くの市民の願いだと思います。竹原市の特別養護老人ホーム待機者は419人、うち在宅者は162人、そのうち要介護3以上は68人であります。特養ホームに入所手続を出しても数年待たないと入れない事態が常態化しています。これでは介護保険があっても介護サービスなし、こういっ

た介護保険制度の根幹を揺るがす深刻な事態であります。

そこで、市長に質問します。

私は、竹原市第6期介護保険事業計画を抜本的に見直して、特別養護老人ホーム施設を少なくとも68床を増床することは喫緊の最重要課題と考えます。竹原市の介護離職ゼロを目指す計画は、特養ホーム現行施設を幾らまで増床する計画となりますか。竹原市の介護、介助する者の年齢は65歳未満が35.8％であります。これは何世帯、何人となりますでしょうか。また、65歳から84歳の老老介護者は20.8％です。特養ホームを増床することは待ったなしの課題と考えます。特養ホーム68床を増床した場合の竹原市の介護保険料への影響はどのようにになりますか。その保険料負担と憲法25条の生存権についての市長の認識をお聞かせ頂きたい。

次は、安倍自民公明政権が2014年の国会で可決した医療介護総合法に基づき、要支援1、要支援2の訪問介護、通所介護が介護保険から外されて市町村の新総合事業に丸投げする改悪が進んでいます。2017年4月からは全ての自治体でスタートする予定であります。竹原市における要支援1、2の保険外し、訪問介護や通所介護、この対策はどのようにになりますでしょうか。介護保険に基づく介護サービスの量や質、介護利用者の負担などはどのように担保されていますか。竹原市の介護事業所数や介護サービスの体制、その事業費と財源構成について伺います。

次は、介護保険サービスの見直しが必要支援1、2の保険外しに続いて、今度は「要介護1、2の人を対象に掃除や調理、買い物などの生活援助を介護保険の枠から外すことを検討している。来年の通常国会での法改正を視野に入れている」、また「介護保険制度の根幹に関わる話である。体が弱ってからも自宅で生活続けるために欠かせないサポートなのに、随分乱暴で性急な提案ではないか」、こういった報道と指摘があります。

竹原市の要介護1、2の生活援助の保険外しによる影響はどのようにになるでしょうか。利用者数、事業費、財源構成、また保険外し後の対策、サービスの量や質、介護体制、負担等はどうようになるでしょうか。要支援、要介護等の介護保険認定はどうなりますか。また、介護サービスのあり方の整合性、すなわち介護保険料と介護サービスの提供、これをどのように考えればよいでしょうか。お聞かせ頂きたいと思います。

次は、竹原市内の介護事業所の介護報酬削減による影響や介護従事者の待遇改善等の実態把握と対策について伺います。

第2番目の質問項目は、マイナンバー制度は憲法違反、凍結、中止を求める質問につい

てであります。

今年1月からマイナンバー制度は始まっています。マイナンバー、個人番号は赤ちゃんからお年寄り、在日外国人まで日本に住民票を持つ人全てに12桁の番号をつけ、国が個人情報管理するものであります。初年度は税と社会保障、数年のうちに預貯金や病院のカルテ、スーパーの買い物等々を関連させると企画されております。

多くの国民の不安や疑問はマイナンバー、個人番号の漏えい、流出によるプライバシーの侵害や不正利用が起こらないのか。さらに様々な情報が個人情報に集積されることは、国による個人情報の掌握強化、国民監視につながるなどの批判の声も上がっています。現在個人番号カードは身分証明書以外に使い道がありません。国民、市民にとってはメリットどころかプライバシー侵害などデメリットしかないと思います。マイナンバーは中止、凍結して、廃止へ向けた検討が必要だと私は考えています。

そこで、市長に質問します。

市長は昨年9月、12月竹原市議会においてマイナンバー制度の導入に伴う関連条例を提案し、多数決で可決、成立しています。市長は、竹原市民の個人情報保護に責任を負うトップ、最高責任者であります。市民の個人情報は完全保護できますでしょうか。その根拠は何でしょうか。具体的な説明を求めます。

次は、日本国憲法第13条は、個人の尊重、幸福追求の権利を定めています。マイナンバー制度は、国民、市民の同意を得ることなく個人情報を集めており、プライバシー権の侵害として東京、仙台など5地裁で提訴されていますが、市長の認識をお聞かせ頂きたいと思います。また、憲法13条は、ただし書きで「公共の福祉に反しない限り」とあります。マイナンバー制度の導入に伴う公共の福祉について、市長の認識をあわせてお聞かせ頂ければと思います。

次は、現在竹原市の個人、法人のマイナンバー通知の状況、100%の通知はいつまでに可能になるかということです。

次に、マイナンバー制度の運用について、税務や社会保障の申請書、書類等々にマイナンバーいわゆる個人番号の不記載はどのような扱いとなりますか。市民サービス等に不利益が起ることはありませんか。その根拠等をあわせて説明して頂ければと思います。

以上、壇上での質問とします。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答え致します。

まず、１点目の御質問についてであります。国におきましては一億総活躍社会の実現に向けた取組のうち、新第三の矢として、安心につながる社会保障、介護離職ゼロが掲げられており、その対策の方向性として在宅、施設サービスの整備の充実、加速化、介護サービスを支える介護人材の確保、介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談、支援の充実が示されているところであります。

このうち施設整備に関して、特別養護老人ホームにつきましては、現行の竹原市高齢者福祉計画及び第６期介護保険事業計画策定時に運営状況調査等により施設整備の必要性について検証し、施設整備には至っておりません。特別養護老人ホームの整備につきましては、今後実施が予定されている介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスのあり方を的確に把握するための調査や特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等に関する全国調査等の結果を踏まえ、必要に応じて第７期以降の介護保険事業計画へ反映させてまいりたいと考えております。

介護、介助者の年齢等の数値につきましては、第６期計画策定に先立ち実施した高齢者日常生活圏域ニーズ調査によるものであり、市内在住の６５歳以上の高齢者から２，４００人を抽出し、１，３９５人から回答を頂いたもので、設問に対して４１３人から回答のあった数値を割合で示したものであることから、具体的な世帯数や人数を示すことはできません。

特別養護老人ホームを仮に６８床増床した場合の介護保険料への影響につきましては、保険料は上昇するものと見込まれ、実際の施設整備に当たっては保険料だけでなく他の財源の問題などもあり、十分な検討が必要であると考えております。

保険料負担と生存権に関する認識につきましては、介護保険制度が介護保険法の規定により国民の共同連帯の理念に基づき事業運営を行い、事業に要する費用を公平に負担するものであり、この負担につきましては所得に応じて変動する仕組みとなっており、必要に応じ保険料の軽減を図るなど、適切に対応しているものと認識しております。

要支援１，２の方の訪問介護、通所介護につきましては、平成２９年度までに全ての市町村で介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業へ移行することとされております。

本市におきましては、平成２８年４月から移行することとしておりますが、要支援１，２の方の訪問介護、通所介護について介護サービスの量や質、介護利用者の負担等は基本

的に変更はなく、平成２８年度は現行相当サービスのみを実施し、現行と同一の人員、設備、運営基準等により行うこととしており、サービスの単価、利用者負担割合も現行と同様として実施することとしております。なお、サービスの利用対象者には、これまでの要支援者だけでなく新たに事業対象者を加えることとなり、この事業対象者は、基本チェックリストを実施し、生活機能の低下が見られた方が該当することとなっております。

市内の介護サービス事業所につきましては、その数が７０カ所であり、このうち平成２７年３月末現在で介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を実施していた事業所は総合事業のみなし事業所となっており、この事業費については介護保険特別会計の地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費に位置づけ、財源構成については保険給付費と同様の国が２５％、県及び市が１２．５％、介護保険料が５０％となっております。

要介護１、２の方を対象とした在宅での生活のあり方の見直しにつきましては、今後の社会保障審議会等の議論や法改正の動向などに注視し、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

介護報酬の改定による影響等につきましては、平成２７年度の介護報酬の改定に伴い、本市の給付費について平成２７年１２月分と平成２６年１２月分の給付費を件数で除して得た額で比較すると１、２４０円の減額になっており、これは利用件数が９、４６９件から８、６８１件と７８８件減少したことが影響したものであると考えております。

介護従事者の処遇改善等につきましては、事業所から広島県へ提出された実績報告書をもとに平成２６年度介護保険事業所等の介護職員処遇改善加算の状況が作成されております。しかしながら、これは広島県全体でまとめたものであり、本市分だけを抽出できるものではありませんが、これによりますと介護職員１人当たりの賃金改善月額として広島県平均で１万７、０３１円の改善効果があったとの報告を受けているものであります。

次に、２点目の御質問についてであります。マイナンバー制度は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、社会保障、税分野における情報共有や行政の効率化、国民負担の軽減を目的として、国において一律に実施されるものとなっております。

こうした中で、当該制度に係る情報管理につきましては、これまでと同様に各機関で管理していた個人情報については引き続き各機関で管理するものとなっており、マイナンバーをもとに特定の機関で情報の一元管理を行うものではないことから、個人情報が多めで漏えいする事態は起こらないよう制度設計されているものであります。

また、本市におきましては、マイナンバーを取り扱うネットワークとインターネット環境を分離して管理していることから、外部からのインターネット回線を通じての不正アクセスによる情報漏えいが起きないように対策を行っており、さらに内部事務においても担当業務外の情報にアクセスできないよう適切にアクセス権限の管理を実施しております。これまでもマイナンバー制度によらず電子データや紙媒体により個人情報管理しており、今後におきましても引き続きこれらの情報を適正に管理するために、良好なシステム環境の維持向上やヒューマンエラーの防止に向けた職員研修などを実施し、情報管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、現在マイナンバー制度に係る訴訟が提起されていることについて把握しておりますが、当該制度の合憲性について司法において判断されるべき問題であり、十分な審理がなされるものと考えているものであります。

マイナンバーの通知カードの送付状況につきましては、本市での初回送付数は1万2,710通となっており、うち970通が市へ返戻されましたが、既に612通は本人に交付済み、60通は死亡または転出により廃棄処分としており、残り298通について引き続き保管している状況となっております。

通知カード等の受け取りのための対応につきましては、昨年12月末まで平日窓口の時間延長のほか、1月から庁舎ロビーへの臨時窓口の開設に加え、2月と3月の第2、第4土曜日、日曜日において臨時開庁をすることとしており、今後も引き続き通知カード等の交付に取り組んでまいりたいと考えております。また、法人番号につきましては、国税庁長官が番号を指定し、通知することとされており、法人の本店等に通知されているものと考えております。

マイナンバー制度の運用につきましては、番号法の施行に伴い、平成28年1月から同法に規定されている法律事務に関して、市の窓口において申請書等にマイナンバーを記載することが各制度において法的な義務とされたことから、原則としてマイナンバーを記載して頂くこととなっております。しかしながら、制度の開始当初におきましては、通知カードを持参していないことなどによりマイナンバーの記載が難しい場合も考えられることから、申請者の負担軽減を図ることを趣旨とする国の通知などを踏まえ、申請者に不利益が生じないよう各事務において適切に対応することとしております。

申請書等にマイナンバーの記載が必要なことについては、国において制度の広報の中で啓発され、また本市においても広報紙やホームページ等で周知に取り組んでいるところで

ありますが、今後も引き続き様々な機会や媒体を通じてマイナンバー制度の周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） それでは、再質問をしたいと思います。

答弁漏れもあるものもあるようですので、それもあわせてということになりますが、まず介護保険に関わって介護離職ゼロを目指した竹原市の6期介護保険計画等々に関連します。

政府が介護離職ゼロということで年間10万人に及ぶような離職が起こっているということも報道されておりますけれども、竹原市が実態を把握されておれば竹原市では年間にどのくらいこの介護に関わって離職が起こっているのか。これを把握されておればお聞きしたいと。

それから、特に介護保険に関わる特養ホームの整備に関わって、この離職ゼロを目指した特養ホームの整備に関連して質問しました。6期の計画に関わって施設整備の必要性について検証し、施設整備には至っておりませんということで、ちょっとわかりにくいんですけども、いろいろ検証したけれども6期事業計画には特養ホームを増やすという計画がありません。そのことは計画を見ればわかるんですが、待機者が419人、要介護3、在宅者に限っていえば68人ということを申し上げました。これは、昨年の予算での資料を見ておりますけれども。こういった待機者、少なくとも要介護3以上の在宅での介護されている方ですね、68人おられる。このことと施設整備、いろんなサービスがありますから、私は検証してゼロに至ったっていいですか、特養ホームを増やす必要量はゼロになったということはどうも理解できないということは、これだけ在宅の待機者で希望者がおられて、特養ホームを増やすことに至らなかったというその理由というのはどうなんでしょうか。必要性は感じているけれども、いろんな財政問題を考えればもう検討できないよということになってゼロになったのか。ということで、端的に聞きたいのは、この在宅者、要介護3は68人以上いる、この困っておられる方の実態を反映されているのかどうかを。その結果施設整備はゼロになったということなのかを、もう少し伺いたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） まず、1点目の介護離職ゼロの竹原市の状況につきまして、市独自でこのことを調査してございませんので、この数字は現在のところは把握して

ございません。

それから、特別養護老人ホームの整備に至らない理由ということの御質問でございますけれども、御説明のとおり第6期の事業計画の期間内における整備は見込んでおりません。理由と致しましては、議員の御説明にもありましたとおり、介護保険事業計画策定時におきまして施設整備の必要性に関する検証結果の判断によるものでございます。

施設整備に関しましては、各市町の介護保険事業計画に反映させること、また県の全体の介護基盤整備として広島高齢者プランとの整合が必要でございまして、県との協議、調整が必要事項となっております。市及び県の調査によりますと、特別養護老人ホームにあきが出て、次の入所に至るまでに4日及び5日から10日以上かかる状況がございまして、また申込者に対する連絡は基本的には決定の状況に至るまでに1人から5人ぐらいの打診をするというような状況にございます。

特別養護老人ホームに入所申し込みをされている高齢者につきましては、医療機関への入院や老人保健施設への入所対応をされている状況もございます。申し込みをされて入所を待っている方が、全く介護サービスを利用してないということではないというふうに認識してございます。また、居宅サービスのホームヘルプやデイサービス、ショートステイ、その他のサービスを複合的に利用して頂いている状況にもございます。

サービスの利用に当たりましては、地域包括支援センター、在宅介護支援センターそれからケアマネジャー、介護事業所、医療機関そして竹原市行政が緊密な連携をとりまして、居宅サービスの展開、ショートステイの活用等により対応しているところでございますが、議員御指摘のようにさはさりながら介護に携わる御家族の負担は大変なものがございしますので、個別の状況を把握する中で基本的には居宅サービスを組み合わせて利用頂くことを原則といいますか、そのような対応をする中で、家族介護のフォローをしていきたいというふうな考え方のもとに、第6期計画の中にはこの整備を見込んでいないという状況にあります。

ただ、介護離職ゼロを目指す政府の大きな考え方のもとに第6期から第7期、次期計画の中で、様々な調査でありますとかそのような取組を予定されておりますので、本市におきましても現在第6期間中の平成28年度は2年次目に至るわけでございますが、平成29年度には第7期計画の検討に入るという状況にもございますので、御指摘の件につきましてはそれは踏まえまして対応して検討をしてまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 私は、今の竹原市の特養ホームの施設入所の実態っていいですか、これから見たら前倒ししてでも早急に対応すべきじゃないかということを今回だけじゃなくていろいろ申し上げてきてるわけですが、確認したいのはこの市がつくったのはら輝きプラン2015、昨年3月つくっておりますけれども、ここには特養ホームのベッド数を増やすというそのための予算措置はされておられません。それで確認なんです、いろいろ事情があるんでしょうけれども、要介護3、在宅ですからね、在宅です。在宅で要介護3ということが68人おられるということです。この方が施設入所の希望を出されている。このことの特養ホームの必要性っていいですか、そこはどうなんですか。

それと、必要性は感じておられるのかどうか。必要性はあってこんな数値はあるけれども、いろいろな県や国との調整でこの計画には盛り込むことはできなかったのかというその事情です。そこをまず端的に聞きたいということと、それから肝心の離職の実態ということをつかんでおられないということです。是非早急な対応をしてほしいんですけれども、一つは推計できるのではないかなと思うのは、このプラン2015の34ページに介助している人の年齢等を書いて、そのパーセントも先ほど紹介したんです。だから、主に介助している方の年齢で65歳未満が35.8%っていうことも申し上げました。これは計画に載ってます。ですから、65歳未満ですから大ざっぱに刻んでますから、その実態を把握してやらないと介護離職ゼロを目指した対応ができないというふうに私は思ってるわけです。ですから、その数値では65歳未満で働いている人の方が三十五、六%が介助をしているわけです。だから、ここの負担をどうするかと。政府でさえも介護離職ゼロを目指して取組をしているよということで、数値の少ないところはいろいろ意見はちよっと置いて、こういった実態把握を先ほどしてないということでしたから、これは何らかの形でつかむ必要があるんじゃないかと。

それとの関連で、この50ページにありますけれども、これは数値が今すぐできるかどうか分かりませんが、要介護3以上の在宅で介護している家族に対する奨励金といいますか、ここに書いてあるのが寝たきり老人等介護者激励奨励金の支給事業というのがあります。それから、その下には要介護4以上、介護保険サービスを受けていない家族を対象にした介護慰労金っていいですか、こういうことがあります。この家族介護慰労金っていうのは、要介護4以上で市民税非課税世帯ということでもあります。ですから、ここの実態が今わかれば、65歳未満ということではないかも分かりませんが、そういった一つの分析

なり実態把握には対応できるのではないかなということも含めてこの数が今わかればいいんですけれども、それと65歳未満、介護離職ゼロを目指した実態把握、これをいつまでっていいですか、どうしても国の分では2018年度以降ですから、それを前倒ししてでもやらないと深刻な事態が続いているなということを前提にして、まずこの介護離職ゼロの実態をつかまなくてはいけないということもありますから、再質問でお尋ねしておきたい。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 特別養護老人ホームへの入所の必要性をどのように認識しているかとの御質問でございますけれども、数の問題ではなくて入所の必要性というものは制度が設置されている以上、介護事業計画の中ではどうこの整備をしていくかについての検討をするということをもって、これは必要性は認識をする中で検討をしているということでございます。第6期につきましては、様々な調査検討の中でこの整備についての現段階での整備は見送っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり第7期に向けて国においても全国調査などを実施することとして予定をされてございますので、これらの結果を受けて第7期の竹原市の計画において、この点についてどう対応するのかについては検討すべきというふうに考えております。

それから、支援事業の数値につきましては、今私の方の手元に持っておりませんので、また別の機会でご報告させていただきたいと思います。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 一つは、こういう施設整備に関わってお金がかかることであります。それで、保険料にも関わることであります。それで、先ほども参考にしてます市のプランでもこの保険料について書いてあるわけです。特に平成27年から平成29年の計画ですけれども、特養ホームを増床しないという前提での保険料が書いてあります。これが今度は10年後の保険料がどうなるかというその一つの見込みです。今平成27年から3カ年の保険料が標準月額で5,680円が平成37年には幾らになるかと。8,623円ってということで、多分ここの中には施設整備の増床は入ってない。先ほど特養ホームの増床は入ってないという段階で、この27年から10年後の平成37年には1.5倍の保険料になるという設定にしております。ですから、先ほどこの保険料の関わってどれくらいの影響になるのか。この特養ホームに68床を増やした場合の前提ですけれども。これが保険料にどれだけ反映するのかということでは、この60ページに保険給付費というのが

あつて、そこに施設分はこれだけありますよというのが書いてありますよね。ですから、施設分っていうのが69ページの保険料に関わって保険給付費があつて、公費、保険料、それで割合があるわけですけども、その中に保険料給付費で施設分がどれだけ反映するのかという分では、保険給付費の中の施設分は国が15%というふうに書いてます。広島県が17.5%って書いてあります。あとは保険者と竹原市という負担になると思うんです。ですから、確定値を言ってるというんじゃないわけですから、こういった保険料が例えば68床施設を増やした場合、増やし方もいろいろあるんでしょうけれども、増やした場合の保険料の影響額はこれだけになりますよということをまず考えておく必要があるんじゃないかということで、大ざっぱな言い方ですけども、竹原市の今の計画では10年後のこの特養ホームを増やさない時点でも保険料が1.5倍に増える設定の計画であります。しかし、私はそれにあわせて施設を増床した場合はどうなるか、保険料の負担にどれだけ影響があるのかということをお聞きしたわけですから、その点をもう少し丁寧にお答えして頂き、質問しておきたいと同時に、現在も私は高いという考えを持っておりますけれども、現在の月額先ほど言いました。それが10年後には1.5倍になる設定であります。ですから、それに施設を増やしたらまだ増えるということは明らかですよ。現在の保険料なり市が設定した平成37年以降の保険料は1.5倍に増えるというようになってますけれども、大ざっぱな言い方をして生存権に関わることですよね。だから、生存権に関わるから竹原市が全部負担をなさないと一言も言ってないですよ、私は。ですから、そこを前提にあえて市長にお尋ねしたいんですよ。この制度設計そのものがそうなるわけですから。だから、これは是非市長にお答え願いたいと思うんです。制度設計をやったら先ほどの計画どおりなんです。ベッド数を増やさなくても10年後には1.5倍の保険料になりますよということです。

ですから、そこでお尋ねしたいのは、この市の計画の現在の保険料なり10年後の1.5倍の保険料なり、これは生存権から見てどうなのかなと。生存権の基準は生活保護費はきちっと明記されています。生活保護費は基準額として示されています。ですから、介護保険料を払ったりまた利用料を払って、生活保護の水準を下回るようなことがあったらおかしいんじゃないでしょうか。境界層措置とかという言い方を私は聞いたことがあるんですけども、その数は別として、だから生活保護費を下回ってはいけないと、そういう生存権が書いてあるわけですから、示されてるわけですから。ですから、竹原市の保険料あるいは介護の利用料があります。これを払ったり使ったりして生活保護を下回することは

ないという制度設計になってるんですかというここだけをお尋ねしたい。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） まず、1点目の介護保険料の上昇額についてのお尋ねでございますけれども、これは議員がおっしゃるように正確な数字っていうのはなかなかはじきにくいっていうところがございます。ただ、現在の第6期計画の中で月額保険料の基準額というものは5,680円というふうに定めておりますが、この基準額と比較した場合の上昇分ということでいいますと、おおむね1,400円程度ということかというふうに認識してございますが、これは単純な施設に関わるものでございますので、基本的に保険料が全体を含む標準額としての設定でございますので、この全体の環境整備に関わりまして付随する他の給付というものの伸びはこれには含まないということでもありますので、その点幾らになるかというのはなかなか答えにくいというところでございます。

それから、介護保険制度が社会情勢に伴って議員御説明のような介護保険料の推移が予測されておりますけれども、これにつきましては国においても制度設計上、この介護保険制度に関わる財源措置というものが定められております。現在においても、公費負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということでございますし、新制度に関わる保険料につきましては、基本的には所得に応じた財源措置及び保険料の負担というものが新たに定められて、第6期計画で示させて頂いたところでございます。ということで、低所得者の保険料軽減の拡充については、基本的には社会情勢を踏まえた上でその都度介護保険制度としては設定をされているということでございますので、議員が御説明のような生存権に関わるものというものは一定には担保されるものというふうに認識してございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 是非そこは市長に大枠の分ですから聞きたいのは、例えば竹原市の保険料の支払い、介護サービスを使ったその段階でその人のその家族が生活保護基準額を下回るようなことになれば、憲法25条の生存権を脅かすことになるんじゃないのかと。今部長は一定担保されとるということで。私が端的に言ったのは、竹原市のこの制度設計の中で決めた保険料なり、また介護サービスを利用したとして、利用した後の生活費が生活保護基準よりは下回ることはないでしょうねと、そのことを確認したいだけなんですよ。金額は確かにいろいろなケース・バイ・ケースでありますから。

もう一回聞きますよ、だから。

介護保険の利用料を払う。払った後の生活費といいますか、これは生活保護基準よりは下回ることはありませんね。その確認だけを。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 先ほどの説明でもございましたように、その保険料を定める背景というものも御説明をさせて頂いております。その上で、生活保護基準とこの保険料との関係につきましては、一定には先ほどの御説明のとおり生活保護制度により生存権というものが憲法の上で保障されている以上、各制度においてはこれを一定には踏まえた上で様々な政策が打たれているという認識でございますので、そのように御理解頂ければと思います。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） そこが一番大切なところなんで、介護保険には境界層措置というさっき言った下回らないように、保険料とサービスを使った場合は生活保護基準を下回らんような措置があります。しかし、それはどれだけ提供しているかどうかは、きちっと申請主義ですから知らなくて適用できなかつたら下がるわけですからね、基準額よりは。ですから、そういったところはきちっと担当部の方もそうですけれども、考え方としてそういう介護保険料なり介護サービス利用料を払った段階で生活保護基準を下回るような生活だったら憲法に明確に違反するという大枠だけは知って頂いて目配りをして頂きたいと、注視してもらいたいと。その対策なんかも可能な努力をすべきじゃないかということであります。

それから、その関連でこの4月から条例も出ましたけれども、この4月から介護サービスの要支援1、2が従来の保険から外れて新しい総合事業に移行するということであります。それで、答弁では移行した後もサービスの量や質や介護負担は基本的に変更はないんだという答弁でありました。それで、28年度はそういうことでしょうけれども、29年度以降も基本的にはそういう介護保険であった当時のサービスや量や負担っていうのは変わらないのかどうか、大枠として。私はそこはものすごく今度は介護事業者に負担のところがはっきりいって、現実には同じようなサービスや量や負担っていうことは難しいんじゃないかっていうのが推測できるわけです。ですから、そこは私の理解はそうじゃないよと。こういった財源措置なり要支援1、2の介護サービスが新しい事業に移ったとしても、これだけの財政措置なり支援措置があるから従来どおりのサービスはできるよということで理解してよいのかどうかを質問します。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 新制度に基づきまして要支援１，２の方への対応というのが総合事業に移行するということにつきましては、この間も説明をさせて頂いてきたところでございまして、竹原市における第６期の事業計画内においては総合事業への移行を平成２８年４月というふうに位置づけてその対応を進めてきたところでございます。御答弁をさせて頂いておりますとおり、平成２８年度におきましては地域支援事業に移行するものの、現行サービスの水準をキープするという考え方でございます。平成２９年度におきましては、基本的にはこの計画事業期間内においては一定にはこの水準をキープしたいという認識がございしますが、基本的に第６期の計画期間内における対応でございしますので、第７期の事業計画におけるその後の対応等につきましては、国の全体的な制度見直し等の状況も踏まえつつ、この点については検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

１３番（松本 進君） 要支援１の保険外しというのは私は言い方をわかりやすく言っているわけですが、もう少しここでそのことに関わって質問したのは、従来いろいろ申請に基づいて介護認定をする、サービスの対象になるのは要支援１，２と介護１から５までの７段階の人が介護サービスの対象になるということで、さっき従来と同じようなサービス、負担ということになるのかっていうんで大変危惧するところは、認定するのは同じように介護保険制度に基づいて、さっき言った７段階の認定をします。そして、今度は実際サービスの提供体制では新総合事業に関わって軽度の云々という判定云々というんがありましたけれども、確認したいのは要支援１，２の認定は介護保険サービスで受けるけれども、サービスのあり方がちょっと変わってきますよね。総合事業と従来の介護保険サービスとの関わりはどうなるのかなと。例えば竹原市の認定数の数がありますけれども、この事業計画を見ると要支援１が３０２人、要支援２が３５７人、全部で６５９人で、要支援１，２は竹原市が要介護認定２，０８８人認定になってますけれども、約２，１００人弱の認定の中で３２％弱が要支援１，２ということでもあります。これが総合事業に行った場合に同じようなサービス、質、さっきの答弁ではそういうのがあったんですけども、しかし中身としては従来の介護サービスのサービスとこの総合事業のサービスでは違ってくるんじゃないかっていうような心配をするんですけども、そこはどうでしょうか。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 法律及び制度のたてりとしての変更があるということで総合事業、いわゆる地域支援事業に移行ということで取り扱いが今後なされるということでございますが、サービスの内容については現時点においては現行サービスを推移するということで認識をしてございますし、そのように実施されるものというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） それでは、要支援の1、2のことは先ほど申し上げました。それで、壇上で質問したのは来年度以降っていいですか、政府が考えているのが大変驚きだなというんで、先ほどは要支援1、2でしたけども、今度は要介護1、2の在宅サービスの見直しを今検討されて前段で申し上げました。特に生活支援の分はまた総合事業と同じように保険から外したサービスの事業が検討されているわけです。ここで壇上での答弁は、いろんな審議会の動向を注視して適時適切に対応するというので、審議会の答申を反映したサービスに切りかえるよと、対応していきますよということで大変心配をするんです。それで、ここの要介護1、2の人数といいますのはこの計画で見ると、要介護1が420人、要介護2は329人、合わせて749人、この要介護1、2だけで36%の比率を占めています。比率というのは、竹原市が要介護認定は2,088人ですから、その中の約36%弱が介護1、2。それから、先ほど申し上げた要支援1、2は31%。要支援1、2、要介護1、2、これを合わせたら1,408人が対象となって認定された67%。要介護1、2は全部保険外しという分ではないんですけども、要介護1、2の対象者としては介護保険で認定された67%、約7割近くが介護保険から外されようとしている。そういった要介護1、2は全部ではないですけど。生活支援のところ限定していますけれども。だから、こういった介護制度の根幹を揺るがすような事態が今どんどんどんどん進んでいるわけです。ですから、ここでは一定の整理をして、私は介護保険の外しというわかりやすい言葉を使ってますけれども、竹原市で見ると認定者の7割近い方を介護保険の外れた事業、新しい事業に移行させるような対応が検討されているわけです。このことについてどう考えますか、端的にお答え願いたい。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 現在の国において議論されております状況につきましては、正式に審議会の意見としてまとめられたものが新聞報道等で発表されているということでございます。第6期の事業計画内において、国においても様々なアンケート調査また

は実態調査を行った上でいろいろな制度の改正、またはそれに伴う制度設計を裏づける財源措置というものがおそらく示されてくるというふうに考えておりますので、それらの動向を踏まえまして、我々としては第7期の事業計画に向けた考え方の整理なり竹原市としての取組、制度設計を進めるべきというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 第7期、7期というその先送りへというような答弁が気になるわけですが、端的に言って要支援1、2は今さっき申し上げました。今度はこれも遠い将来のことじゃなくて、もう審議会では今この審議がされてるわけですから。もう近々で介護1、2の保険外しといいますか、トイレや入浴などの身体介護を除いた生活援助、こういったサービスが対象外ということにされようとしてるわけですから。そこは先ほど申し上げたような、市で言えば7割近い方々が保険から外れたいろんな事業で対応するんだということになれば、この保険制度そのものの根幹が問われると、これでいいのかなということが私は問われると思うんですね。ですから、そこは是非市長に認識してもらって、この竹原市の市民の実態を反映したような介護サービス。確かに負担は大変なんですよ。ですから、国もいろんな団体も働きかける必要があるんですけども、それを見ていく必要があるというふうに私は指摘せざるを得ません。

この介護事業者の問題で最後に介護従事者の待遇改善の問題で、先ほど県の実態で給与が県平均で1万7,000円アップになってるというような報告がありました。是非竹原市の実態も、スポット的とかいろんな実態調査の方法はあると思いますけれども、小さい事業所ほど事業所の運営が大変だということは誰が見ても明らかなんです。ですから、この実態を早急につかんで頂いて、そこに何らかの支援策をやる必要があるんじゃないかということが私の指摘したいことなんです。ですから、竹原市内にある70の介護事業所での報酬、人件費の改善を是非やってもらいたいし、やりたくてもできないといういろんな報道を私も聞いております。ですから、早急に竹原市内の介護事業所の実態を是非つかんで頂いて、この給与改善なり処遇改善の取組をして頂きたいということについてこの問題の質問をしたいと思います。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 処遇改善への取組につきましては、国においてもいろいろな形で財源も措置をされ、それからこと介護従事者に関わる一定のてこ入れというようなものも行われてきております。

御答弁申し上げましたとおり、これは県平均での発表のみとされておりまして、竹原市の実態につきましては、県に問い合わせをする等いろいろな形で現状把握には努めてまいりたいと思っております。それらを踏まえまして、基本的には介護保険そのものを国の法制度またはそれに伴う財政措置によりまして各地方公共団体の事業運営がなされているということでございますので、この社会問題化している処遇の問題につきましても一義的には国において抜本的なてこ入れといいますか、手だてが行われるべきというふうに認識をしてございます。それらを踏まえまして、竹原市としても適切にこの点についても対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 時間の関係でマイナンバー制度の問題で質問に移りたいと思います。

先ほどこのマイナンバーの問題で、いろんな国民の不安がございますか、情報を一括管理されて、それが漏えい、流出した場合のプライバシーの侵害、不正利用のことで大変心配されているということがあって提訴の問題も紹介しました。

そこで質問は、マイナンバーをもとに特定の機関に情報の一元化を行うものではないというような御答弁がありまして、それとの関連でお聞きしたいのは中間サーバーっていうのは御存じでしょうか。全国に2カ所に設けるということになっておりますけれども、この中間サーバーの存在なり役割、竹原市が中間サーバーでどういう運用をするのかということをお聞きなのかどうかを含めてお聞きしたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 中間サーバーに関する御質問でございますが、中間サーバーにつきましてはコスト、セキュリティ及び運用の安定性の確保の観点から国において設計、開発がされてきております。

個人情報につきましては、今までと同様それぞれの機関が管理を致しまして、必要な情報を必要な時だけやりとりをするという分散管理という仕組みが採用されております。特定の共通データベースをつくることではありませんので、まとめて情報が漏れるということにはないというふうに認識してございます。

また、情報の連携にはマイナンバーを使用せず通常の暗号化をするなどの保護措置が講じられ運用されるものというふうに考えており、現在も個人番号カードの発行手続等におきましてもそのような対応ということで整理をしてございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） いろいろこういう情報の漏えいっていいですか、この問題でいろいろ新聞報道もされて心配が起こるわけですがけれども、これは中国新聞の2月21日付でサイバー攻撃が倍増していると。545件サイバー攻撃が行われているということで、あらゆるものがネット、情報化で結びついてるよと。そこに対する情報の漏えいの心配が報道されているわけです。

それで、あえて一元管理ではないから漏れないよとか漏れても大丈夫じゃということなんでしょうけれども、中間サーバーというのは情報を役所間でやりとりする途中にある中間サーバーのことというふうに紹介をされています。ここの中間サーバーというのは他の機関から照会を受けた際に提供できるように常時個人情報のコピーが保管されているんだと。ですから、これは全国で2カ所でやられるというのは、各自治体ではこのセキュリティー対策は大変だからということで2カ所でやられるんでしょうけれども、しかし個人情報の複本がそのサーバーに保存されているということで、私も攻撃のやり方とかそこらは専門家ではありませんしわかりませんが、紹介されているのはこういった中間サーバーに対してサイバー攻撃がかけられたら一網打尽に情報が漏れるということが大変危惧されているわけです。国の制度はそうやってやるんだけれども、竹原市長としていろんな市民の様々な個人情報を保護しなくてははいけない。ですから、あえて完全保護できるのかということを再度聞きたいんです。私も中間サーバーのところに攻撃があったら危ないよということも紹介しました。新聞ではサイバー攻撃が倍増してるということは我々も心配しますよ、やっぱり。ですから、こういったことは起こらない、だからわかりやすく聞けば。市長が市民の様々な情報を保護するトップの責任者ですから。制度が起こったとしても個人情報漏えい、流出することは万が一もないと、完全に保護できるんかどうかということを確認に答えて頂きたい。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） セキュリティー対策につきましては、先ほど答弁させて頂いておりますように、これまでどおりいろんな手法をとりながら対策をとっていきたいというふうに考えております。発生するリスクの部分につきましては、リスクが起きる起きないという部分に対してお答えすることはできませんが、リスクが起きないようにどういう対策をとっていかっていくということに対して最大限の努力をするというのが我々の使命だというふうに思っておりますので、御理解頂ければと思います。

議長（北元 豊君） 残り2分20秒です。

13番（松本 進君） 本来こういったサイバー攻撃とかいろんな情報の漏えい、私は流出や漏えいが前提として対策はとられる必要があると思うんですけども、そういったことが起こらないということが前提としてあるからいろんな問題が起こってる。ですから、私は専門家ではありませんけれども、こういった前提としてやるんなら番号を一定の期間で変えていくとか。それで国の制度はそういうふうにやってくるんだけど、個人情報や98項目じゃったかな、そういったいろんな膨大な量の情報をサーバーのところじゃたら一元管理で情報が保存されてるわけですから。ですから、必要ないろんなプライバシーに関わる優先度の考え方はいろいろあるでしょうけれども、生活保護や医療や教育とかそういったいろんな当面はそういった必要な個人の本当に中枢的な情報なんかはこれにアクセスしないように国に働きかけるとか、そういったできる可能なことがあるんじゃないかと、その対応をすべきじゃないかということが一つは再度聞きたいと。

それからもう一つは、国の制度はこういった制度でやってくる。プライバシーの侵害、これは憲法の個人の尊重や個人の幸福追求権を侵害することになるんじゃないかということや、公益の問題がここにかかってきます。ですから、市長としてこれは憲法違反ではない、そうかどうかは司法判断に任せるということでありましてけれども、その一つのこの……。

議長（北元 豊君） 最後の質問にしてください。

13番（松本 進君） 個人情報の漏えいという対策のが一つと、こういった公益の範囲のどこまでがこのマイナンバーに関わる公益の範囲。だからこういった制度は容認するんだということになるのか、最後に聞いておきたいというふうに思います。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、1点目のセキュリティー対策の部分につきましては、起こり得る可能性を想定しながら様々な対応をそれぞれの機会においてやっているということでございます。それは国においてもそうでございますし、本市においても考えられる対応をとっているということでございます。

それから、2点目のどこまでの部分が法に関するものかっていう部分につきましては、国の法の制度に基づいて行われているということでございますので、我々地方自治体と致しましては法に基づいて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結致します。

午後2時30分まで休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時27分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、宮原忠行議員の登壇を許します。

10番（宮原忠行君） それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市庁舎移転交渉の公正さを担保するための透明性確保についてお伺い致します。

市庁舎の移転問題については、数次に及ぶ新聞報道により市民の間に様々な揣摩臆測に基づく風評が広がっています。また、一昨年11月に選出された議会構成の中で、これまでの市長と商工会議所会頭等の個人的関係や行政と会議所とのあり方等を踏まえて、高度情報通信基盤整備事業や子育て支援事業等々に係る公契約や補助金の支出、情報公開のあり方等について継続して疑義が提起され続けている現状において、庁舎移転に係る公金支出等の公正確保の観点から交渉過程における議会への情報開示による透明性と審議権の保障が喫緊の課題となっています。また、市長、議会が車の両輪となって当面する最大の政治行政課題である庁舎、福社会館、図書館、市民館等々の公共施設の再配置問題を全市民的課題とし、その市民的承認を得るための必要十分条件であります。議会への交渉過程における全ての情報開示による透明性の確保と公契約、補助金の支出等に係る公金支出の妥当性を確保するための議会の審議権保障に対する市長の御所見をお伺いします。

次に、市庁舎移転等の公共施設再配置計画を推進していく上での懸案、課題と思われる次の諸点について答弁を求めます。

1、広島県が所有する区分所有権を取得するために障害となっている案件の現状と最終的かつ完全な決着の見通しについて。

2、法務局旧支局取得理由と公共施設ゾーン再配置においてどのような位置づけを構想しているのか。

3、公共施設ゾーン再整備計画の補助対象事業としての採択を目指した 特定地域再生計画策定と現状並びに事業採択の見通しについて。

4、公共施設再整備計画の前提並びに財源対策としての都市計画変更計画策定事務の現

状と県の承認の見通しについて。

5、将来の市民への遺産ともなるべき公共施設ゾーン再整備事業は、巨額な財政負担を伴うため、現役世代と将来の市民との世代間負担の公平均衡確保を図る上においても財政問題は避けて通ることができません。したがって、財源問題の見通しなくして事業着手すべきではないと考えますが、市長におかれてもこの認識を共有して頂けるか。

6、商工会議所の区分所有に係る不動産取得についても、相手方との交渉事であるとはいっても、地方自治法をはじめ、公契約に関する法規範の原則的制約を受けるものと考えるが、市長におかれてもこの認識を共有して頂けるか。

最後に、高度情報通信基盤整備事業については、地球規模で進展する高度情報通信システムに基づく新たな産業革命とも言われる知識集約型産業への構造転換に対応すること並びにテレビ放送のアナログからデジタル化への全面的転換への竹原市なりの対応として約16億円もの巨費を投じて整備されました。この事業については、当時の市会議員の一般質問による政策提案からスタートし、運営主体についても様々な議論が錯綜し、当時においても事業推進に係る事務執行上の様々な疑義が市民の間に流布したこと等により、タネット加入率は当初計画の約3分の1にとどまるという停滞状況にありました。さらに、最初の質問でも触れたように、この議会においても継続して疑義が提起され続けるというまことに不幸な状況にあるわけであります。しかしながら、紆余曲折があったとはいえ、未来への投資として整備された高度情報通信基盤施設が現状の水準にとどまっていることが許されていいはずがありません。今後さらに進むであろう知識集約型産業社会に的確に対応し、創造性と地的活力あふれる竹原市創造と未来の市民への豊かな遺産として引き継ぐべき高度情報通信基盤の活用策について早急に検討し、具体化していく必要があります。市長の御所見をお伺い致します。

以上であります。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） まず、1点目の御質問についてであります。これまで公共施設ゾーンの整備計画を策定する過程におきまして、町の中心にふさわしい土地の利活用や公共施設の機能の集約などについて市の考え方を議会へ御説明、御報告させて頂いているところであります。こうした中で、今後におきましても、引き続き公共施設ゾーン整備計画案をお示しする中で議会の御意見を頂き、御理解頂けるよう努めてまいりたいと考えており

ます。

次に、２点目の質問についてでありますが、たけはら合同ビルの区分所有者との交渉につきましましては、広島県と竹原商工会議所の所有権取得に関する協議状況として、それぞれの意思決定など節目となる動きがあった時点で議会へ御報告させて頂きましたが、本市と致しましては広島県と竹原商工会議所から同時に取得することができるよう協議を進めているところであり、今後の進捗や進展のあった内容については適切な時期に議会へ随時報告し、協議してまいりたいと考えております。

旧広島法務局竹原支局につきましましては、これまで御説明させて頂いているとおり、庁舎移転を実現するためにたけはら合同ビルへ集約する機能のほか、既存公共施設内の機能の中で必ずしも集約する必要のないものや分離することにより行政サービスの向上につながるものについては、公共施設ゾーン内にある旧広島法務局竹原支局へ再配置することを想定し取得したものであり、この考え方は公共施設ゾーン整備計画案においても引き継がれているものとなっております。

公共施設ゾーン整備計画の実現に向けた事業採択や財源見通しについては、今回の公共施設ゾーンの整備計画では行政サービス施設、文化施設、交流施設等と商業、サービス施設等を複合的に配置し、公共サービス機能を核とする本市の新たな顔となるゾーンの形成を目指しており、都市計画との整合を図る取組が必要であると考えております。

また、議員御指摘のとおり、この計画の実現には多額の財源が必要となることから、国の交付金等を活用するなど財源確保に努めなければ事業実施は大変厳しいものであると考えております。

こうしたことから、今後お示しする公共施設ゾーン整備計画案において、平成２７年度末に事業計画やスケジュール、事業手法等を提案し、それにあわせて資金計画についてもお示しする中で議会の御意見を頂きながら最終的な決断を行ってまいりたいと考えております。

次に、３点目の御質問についてであります。本市における地域情報通信基盤整備事業につきましましては、平成２３年３月に基盤整備が完了し、株式会社たけはらケーブルネットワークがこの基盤を運営する公設民営方式により平成２３年４月からサービス提供を開始し、間もなく５年を迎えるものとなっております。

本事業の実施前におきましては、市内中心部の一部地域において民間事業者により光ファイバーが整備されておりましたが、その他の地域においては光ファイバーの整備が困難

な状況にあり、またテレビの受信環境についても難視聴地域が存在する中で、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けて受信環境を確保する対策が喫緊の課題であったことから、本事業について政策的に推進すべきであると判断し、国の経済対策による財政支援措置を活用してブロードバンド環境を市内全域に整備したものであります。こうしたことから、本事業の実施は地域間の情報格差の解消に貢献するとともに、難視聴地域における地上デジタル放送への完全移行に寄与したものであると考えております。

また、サービス運営事業者である株式会社たけはらケーブルネットワークにつきましては、地域の身近な情報を中心とした番組を放送する中で、視聴者からの要望に応え、市民に愛され、喜んで頂けるよりよい番組づくりに取り組まれているとともに、番組制作において多くの市民の皆様にも御協力を頂いていることがさらなる番組内容の充実に生かされているものと考えております。

本市におきましても、各種行事の案内をはじめ、市民生活、健康、産業振興、教育、観光、防災など各分野における行政情報や議会中継、各種イベント情報などを映像、音声、文字放送で発信しているところであります。

運営開始前におきましては、テレビ利用やインターネット利用における収支見通しを加入件数4,000件と算出されておりましたが、平成28年1月末現在の加入件数が3,590件となる中、事業者において内部管理経費の抑制に取り組むなどにより収支が確保されているものと報告を受けております。本事業につきましては、加入者の確保が事業運営のかなめであることから、今後におきましても事業者の一層の努力を促すとともに、本市と致しましても現在のサービス内容や事業運営、今後の見通しなどについて十分な検討や協議を行ってまいります。

また、さらなる情報通信基盤の活用につきましては、平成27年度、28年度で実施することとしている告知放送設備整備事業により緊急災害時における住民への迅速かつ広域的な情報発信体制が構築できるものと考えており、このほか高齢者の見守りシステムなどの先進的な事例を含め、求められているニーズを十分把握する中で情報通信基盤の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

議長（北元 豊君） 10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） まず、最初の質問についてでありますけれども、特にこの庁舎問題につきましては事の発端は地元紙の新聞報道から始まったんです。当初私もその当時は庁舎問題調査特別対策委員会の副委員長、そして最後は委員長をさせて頂きましたけれど

も、当初は当時の市長は庁舎の移転だけを考えておられたんです。それで私の方は、そうすると新聞で報道された内容と違うんじゃないかということで個人的に話をさせて頂きましたけれども、その当時の市長はそれは新聞記者のインタビューに答えただけのことで、それとこれは直接は関係ないということだったわけです。当時の庁舎問題調査対策特別委員長は、むしろそれではいけないだろうと。ある意味で言えば、面的な整備を進めるべきではないかというようなことでいろいろ御意向を示されておりました。私の方は副委員長という立場ではありましたが、面的な整備に関わるということであるならば、都市計画の変更あるいは再開発計画と、こういうことになっていきますから、それでは喫緊する庁舎の移転問題とか私の頭の中にありましたのは特に福祉会館、図書館、これが非常にもう放置しておけるような状況ではないと、こういうような問題意識がありましたもんですから、とりあえずは庁舎の移転に焦点を絞らざるを得ないのかなと、このように考えていたわけです。ところが、それがいつの間にか庁舎の移転問題から前市長が新聞記者のインタビューに答えたとおりの内容へと膨らんできたわけです。それで話が散漫になってはいけませんけれども、そうした経過を経ながら進んでまいりまして、特に一つのエポックであったのが旧竹原法務局の建物と土地をどうするかということだったわけです。国におかれても、既に皆さん御存じのように、大変な財政危機でありますから遊休資産の売却を急いでいたわけです。おそらくその当時の総務課長とも確認をさせて頂きましたけれども、法務局の方から竹原市に買い取る意思があるかどうかということで、もうある意味最終的に決着を見なきゃならんと、こういうような状況だったわけです。それで私の頭にありましたのは、竹原刑務所の跡地の利活用について竹原市はどうするんだろうかというようなことで市民の間の中でいろいろと話になっておりました。どうも竹原市は買う気がないぞというような形の中で、それではもうお亡くなりになられましたけれども大変な資産家があります方を買われてはどうかというような話があって、それでその方もよし買おうかということになった時に、あの竹原の一等地を民間に売り渡していいのかというような問題もあったわけです。ある意味で言えば、市に対するあるいは当時の市長に対する厳しい非難の声もありました。そうした中で、それ以前に竹原商工会議所において出されておった観光ゲートウェイ構想、これらの実現を求める声もあったわけです。そこで竹原市が当時の市長として考え出したのが現在の道の駅です。そうした経緯がありましたもんで、旧竹原法務局の跡地も私も1度か2度中学時代に行ったことがありますけれども、梅田さんという方の土地の寄附を受けて市民プールを建設していたんです。そうしますと、法務局

が竹原市に買われてはどうかという打診をして、それを蹴ったということになれば、寄附をされた方をはじめ、その関係者をはじめ、市民からすればとてもじゃないけれども納得できるもんじゃないというようなことになる可能性が強いと。それもまた、今の市長もそうですけれども、ちょうど市長選の真っ最中というような形の中で、これは当時の総務課長から調査特別委員会の委員長たる私の方に提案がありました時にそうしたことが私の頭にありまして、とりあえずは使い道は決めてないんですというような形の中で、そうはいつでも次期市長にどなたになられるかは別にしても、そうした宿題を残していくということは忍びがたいという形の中で、それじゃあ市長も間違いなく取得のための補正予算を議会へ提案しますという形の中でさせて頂いたわけです。話が散漫になるかも知れませんが、当時の総務部長も今答弁にあったような明確な目的があって取得したものではなかったわけです。その当時に確認させて頂いたことでいえば、その当時も旧竹原法務局へ商工会議所が移転をするのではないかというような話もありました。そのことも当時の総務部長、総務課長とも確認をしてまいりましたけれども、それはありませんという形の中で、それでは例えば合庁を取得するにしても通常の公共工事に伴う移転補償と同様に考えていいのかと、こういうふうに言ってきたわけです。それは、そのとおりでございましてというような形の中でいろいろありました。そして、この庁舎問題につきましては、むしろマスコミ主導の中で、我々議会の側も何かようわからんような形で進んできておるわけです。特に先般に出た新聞記事につきましては、議員の間にも先輩議員あるいは同僚議員の中にもいろいろどうなっとならというような声もありました。

そこで、私は一番最初の質問に立ち返って言いますと、議会の構成が変わり、さらにまた市内に政治団体ができて、今までのような議論の進め方とか交渉の進め方あるいは議会の審議、こうした形では私はなかなか市民の皆さんに納得をして頂けないのじゃないかと思うわけです。さらに言うならば、非常に私自身も痛切に反省を致しておるわけでありまして、子育て支援住宅がある意味まさに惨たんたる状況の中に置かれているわけです。そうした中で、民生産業委員会においても公金を使つての政策の遂行ということが今のままでいいのかという、まさに今ある危機に対する深刻な問題提起を受けておるわけがあります。

そうしますと、私たちがこれからどうしても政治の首長としても私議員個人としてもまた議会としても、どうしてもしなければならぬ決断はいかなる非難を受けてもしなきゃならぬ時期は来るでしょう。しかし、その前提となるのは少なくとも6割、7割の市民の

方々にはやっとなことは間違いないねと。それなら今の世の中、2万7,000の市民がもろ手を挙げて賛成するということはなかなかないだろうと。しかし、それでも6割、7割の市民の理解、これを求めるとするならば、全面的な情報の開示とそして様々な例えば相手方との交渉であるとか、あるいは特別委員会における審議内容等の私は徹底した情報公開しかないと考えておるわけです。

そうした意味におきまして、私はそうした交渉過程、そして政策の選択過程を含めて十分な情報開示、これを求めたいと思います。私も市長に直とは言いませんけれども、事務当局の最高責任者としての副市長にこの点を是非とも確約をして頂きたいと思いますので、御答弁のほどをよろしくお願いを致します。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 現在庁舎問題等を含めまして公共施設ゾーンの利用の計画につきましては、特別委員会等々でいろいろと情報提供をさせて頂いているところでございます。

新聞報道に出ました商工会議所等々の交渉過程に部分につきましては、まだ交渉過程ということでお話をさせて頂いたものが新聞という形に出たということでございますが、我々が今進めているものっていう部分につきましては、先ほど議員ございましたように財政的な負担も伴うということもございますし、市の中心部のまちづくりをどういうふうに考えていくかというところにも関係してくる部分もございますので、それらの部分につきましては期を捉えながら情報開示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 理事者側としてそういう答弁をせざるを得んと思うんですけども、交渉過程とかあるいはそうした政策の決定が私は十二分に議会の方に伝わってるとは思っていないわけです。もし必要であるならば、それは秘密会という方法もあります。当然秘密会ということになれば、これはその審議の過程また提供される情報について我々守秘義務を負うということもできるわけです。また、商工会議所においても40人から成る理事の方がおられるはずですから、人の口に戸は立てられないということじゃなくて、お互いの交渉の相手方ですから、最低限の審議を守ろうとするならば商工会議所においても例えば秘密会とかそうしたことを求めていって、少なくともマスコミ発表する時には、市でいえば議会、そうしたことも含めてお互いが信義誠実の原則に従って交渉ができ、そ

して議会がそれを審議し、そして最終決定すると。提案は、なるほど市長がなせるけれども、決めるのは我々議会であります。

その我々の議会が竹原市民にかわって決定をする我々が、情報不足の中で安易な決定をしてはいけいなということをまざまざと教えてくれたのが子育て支援住宅です。まさに惨たんたる結果です。まことにもって市長には申しわけないけれども、私はこの議会の最初に失敗は失敗として私はおわびすべきじゃなかったかと、このように考えておるんです、私はですよ。答弁なんか要りませんからね。ですから、私自身もある意味で言えば私も市役所生活も長かったし、それ相応の期間があったし、それぞれ人間関係もある中で、大丈夫かな、うまくいってくればいいがなと。しかし、そうは言うても何とかなるんじゃないかなという、ある意味議員としての立場とか見識を忘れて個人の情に溺れた結果がこの惨たんたる結果になっておる。まことにこれから25年間、5億円の金を、この金があれば相当の子育て支援なりあるいは高齢者福祉であり回せたはずの金が回せなくなるということにおいて、私はやはり市民の皆様方に深く深くおわびを申し上げなければならぬというその気持ちでいっぱいであります。そうした私の思いを表明させて頂きまして、次の点に移らせて頂きます。

2の1です。広島県が所有する区分所有権を取得するための障害となっている案件の現状と最終的かつ完全な決着の見通しについてであります。

これも具体的な名前を出せばいいかもわかりませんが、それぞれのプライバシーまた今後の交渉等において支障があつてはいけませんから、私が言わんとしておくことはわかって頂けると思います。わからないのであれば、質問の仕方を変えます。

通常、公の建物の中に職員とかあるいは利用されるお客さんのために例えば一般的に言えば食堂であるとかレストランであるとか喫茶店であるとかしますよね、利用を認める。その場合は、普通の賃貸借契約ではなくて行政財産の使用許可ということになると思いますが、この点についてお答えできる範囲内においてお答え願いたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 議員今回御質問の趣旨は、市庁舎の移転に係るのということとで合同ビルに関連しての御質問かと思えますけども、合同ビルにつきましては先ほど来議員からも御質問の中にありますように広島県、竹原市それから商工会議所、こちらが3者で区分所有をしている。いわば分譲マンションのような所有権をそれぞれが持つ。土地は広島県の土地でございますけども。その中において、一般的に今言われたような事例に

においては庁舎というのは行政財産ということになりますので、行政財産を目的外といいますか、そういう部分に貸す場合においては使用許可ということをもって貸されるのが一般的だろうというふうに考えております。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） ですから、基本的に行政財産の使用許可というのは、その許可をした当時の目的というものが終了するというか、許可を与える必要がなくなった時点で実はもうその効力が失われるわけなんです。それで、今の市長になられて最初の庁舎問題調査特別委員会ではなかったかと思えますけれども、総務部長の方も所有権が完全な形で取得されない限りは県との取得に係る最終的な決着は見ることはないと、このように言われてきたと思うんですけれども、この点について確認願えますか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 議員おっしゃるとおりです。そのとおりでございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） それで、もうその庁舎の移転というか、公共施設ゾーン全体へ関わっての再配置全体に関わって質問をさせていただきます。

私が最初に申し上げたように、当初は合同庁舎への移転問題だけが庁舎問題調査特別委員会に与えられた使命だったんです。それが今申し上げたように、旧竹原法務局の取得等々が絡んだという点もございましてけれども、最終的に面的な整備に行ったというのは、市長ね、言えば財源をどうするかと、財源を。ですから、一つは公共施設ゾーンの再配置というような構想もあったでしょう。それは例えば市民館であるとか福祉会館であるとか図書館あるいは庁舎も含めて、そうした国の補助金なり交付金を得るためにはそうしたゾーンとしての再配置というか、再整備という計画にした方がいいだろうと、こういうふうな考え方もあったんです。

もう一つは、都市計画の変更によって、例えば今区画整理の中で行われておる国道の拡張整備事業による公共施設管理者負担金、これを狙っておったことも事実なんです。そして同時に、それだけであるならば都市計画の変更は関係ないんです。同時に路線の変更による本庁舎そのものの移転補償、これを財源にできないかなということで前副市長時代に考え出されたのが今の整備ゾーンなんです。そうしますと、これは本当の規定にあるものはこの都市計画の変更が果たして県において承認をして頂けるのかどうかということが一番の大きな問題になってくるわけです。そうしますと、先ほども申しましたように、お互

い売り手と買い手があって交渉とはいいいながら、そうしたことが全く見通しがつかないままになされていって、そしてお互いが合意に達しようかあるいは達したかという時点において、そうした思惑なりもくろみというものが破綻をしたということになれば相互の不信が募るだけです。そして、市民もそれはもうおそらく政治行政に対する不信というものはきわまるんじゃないんでしょうか。ですから、私はどうしてもそこら辺を踏まえて、全面的な情報開示とかそのところを議会に対してしっかりと保障をして頂かなきゃならんと考えておるわけですよ。この点について、もし市長が答えにくいのであれば副市長でもいいし、どちらかで構いませんので。副市長、じゃあ答弁お願いします。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、情報公開の部分につきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、特別委員会の方でもお話をさせて頂きながら、期を捉えながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、都市計画変更の部分と財源の関係という形での御質問を頂きました。

基本的に考えまして、都市計画という部分、多分国道のことをおっしゃられてるんじゃないかなというふうに思われるんですが、国道の都市計画変更につきましてはそもそも道路の部分の利用形態、要は過去に都市計画決定をした時からどういう社会情景が変わって、都市計画変更をする必要があるかどうかというのを判断した上で行うというふうに考えておりますので、単独で道路の都市計画変更っていう部分については今の段階ではお答えする材料というのはございません。ただ、公共施設ゾーンの中に例えば交通結節点的なものを設けていくというような、あるいは都市機能的なものをどういうふうにセットしていくかっていうような話の中で、必要があれば都市計画変更という手続も踏んでいかなければいけないということになると思いますが、現段階におきましてまだ具体的な絵姿といいますか、構想が見えてない検討段階ということでございますので、今の段階では御答弁を申し上げる素材がないということで御理解頂ければと思います。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 答弁がうまいというか、口がうまいというか。それは私市長とお話した時に、おそらく細羽さん以外に適格者はいないじゃろうと言うたことを今も自信を持って思いますよ。

それで今の432、これは私も深く関わっておりまして、広島空港ができる。そして、この前からずっと申し上げておりますけれども、県の方にも毎日のように通わせて頂い

て、何とかかんと竹原港を整備し、これができると。県の方も総力を挙げてやっていこうと。当時の県会議員も当時の竹下県知事に本会議で質問致しまして、竹原港をどうするんだという質問を竹原市出身の議員さんがなされて、当時の竹下県知事が責任を持ってやると、こう言われたわけです。その中で問題になってきたのが、新開地区土地区画整理事業が竹原市が決定していたのが2車線です。そうしますと、当時の勢いでいえば中四国の国際拠点空港としての竹原港と、そして中四国を結ぶ全国でも屈指の中四国フェリー航路、これを結ぶとするならば今たちまち2車線でいいかもわからんけれども将来の広島国際空港、竹原港、これのある意味でいえば相手を携えて発展をしていくとするならば必ず交通上の問題が出てくるだろうから、どうしてもこれを結ぶ整備計画というものを今しとかなきゃならんということだったわけです。それで、そう言いながら当時の竹原土木事務所はそういう考え方だったわけで、竹原市の建設担当ともいろいろと交渉、協議を重ねてきたが、竹原市の方は4車線化は反対ということで交渉が行き詰まっていたわけです。その当時の市長と私は非常に仲がいいというか、何かあればすぐ直通の電話がかかってきておりました。そうした関係を当時の竹原土木事務所長も知っておられたものですから、おまえ悪いんじゃが市長を説得してくれんかということで、当時の市長とお話をさせて頂いた経緯があるわけです。そして、計画がなされたのが今の都市計画です。それで、そうしたことを踏まえてするとするならば、今副市長の方からいろいろ言われたけれども、その路線を動かさずに、私は動かすことはできないと思ってますけど、そうすると真摯な答弁を頂きたかったと思うが、しかし現時点において副市長としての答弁はそれが限界でしょう。しかし、道はなかなか険しいと、こう考えております。

そして次ですが、最後の質問です。

やはり私はいろいろあります。この情報通信基盤整備事業については、いろいろあったことは事実です。ですから、難視聴地域においてもこのタネットの普及率は低いはずなんです。そこにいろんな市民から見た時の疑惑であるとか不信というものがいまだに色濃く残つとるわけです。これはタネット経営体においてもしっかりとそうした点を踏まえて頂きたいと思うんですよ。それで、今私が言いたいのは、第3次産業革命と言われるこの情報通信革命といいますか、その中であって果たして今市が想定してるような範囲でいいんじゃないかという話です。昨日も地方創生に関わっての熱い議論がありました。例えば徳島県の神山町。まさにインターネットを通した地方創生というか、ふるさと再生というか、それが功を結んでるわけです。それは、光通信ケーブルが整つとるからですよ。そし

て、徳島県は全国一のそうした基盤を武器にして消費者庁の移転を実現しようと思って努力してるわけでしょう。

私は何が言いたいかといいますと、様々な形で高速通信システムを使ってこの竹原の地において例えばそうしたものに來て頂けるような条件整備ができないか。また、例えば「たまゆら」もあります。そうしたものも何とか竹原から情報発信するとか、そういうある意味高度知識集約産業とも言えるべきソフト産業等が竹原へ來てみたいというような条件整備ができないか。今まさにこの竹原の地におけるそうした高度情報通信基盤、これを使って社会的インフラを使って、この竹原の地においてどう新しい知識産業なりそうしたものを誘致するか、あるいは農業の分野もそうです。インターネットを使った様々な形で新しい農業の形というものを創造することができないか。そうでなければ今市長答弁にあったような形では、私は特に将来の市民への大きな遺産とはなれないと考えておるわけです。そうした意味で、もう時間もありませんからこれ以上は申し上げませんが、全国の様々なそうした知識集約産業というか、そうしたものの情報収集に努めて、新しい形における、せっきく16億円かけた社会的インフラが将来への市民の遺産として残せるような取組を是非ともお願いをしておきたいと思いますが、最後なのでこの点については市長の方で答弁頂きたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） ブロードバンド環境の整備につきまして、いろいろと御提言頂いた部分だと思います。

基本的にネットワークの部分につきましては、議員おっしゃられますようにいろんな可能性があると思います。ICTを使ったサービスの提供の部分につきましては、今各地域で様々な取組がされているというふうに我々も認識しております。農業の部分でありますとかあるいはオフィスというような部分というような形の中でいろんな取組をされているということを考えれば、可能性はいろいろとあるのではないかというふうに思っております。

せっきくつくったものを活用するという部分につきましては、我々の市の資産としても大事なものであるというふうに考えておりますし、使われる住民の方々にとっても必要なツールだというふうに考えておりますので、各地域の取組を研究しながら市として取り組めるものにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 宮原議員。

10番（宮原忠行君） 時間がありませんので。第2回の定例会において、そうした点をさらに深掘りをして、政策提言になるかどうかはわかりませんが、政策論争をさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

議長（北元 豊君） 以上をもって10番宮原忠行議員の一般質問を終結致します。

議事の都合により、3月4日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午後3時20分 散会